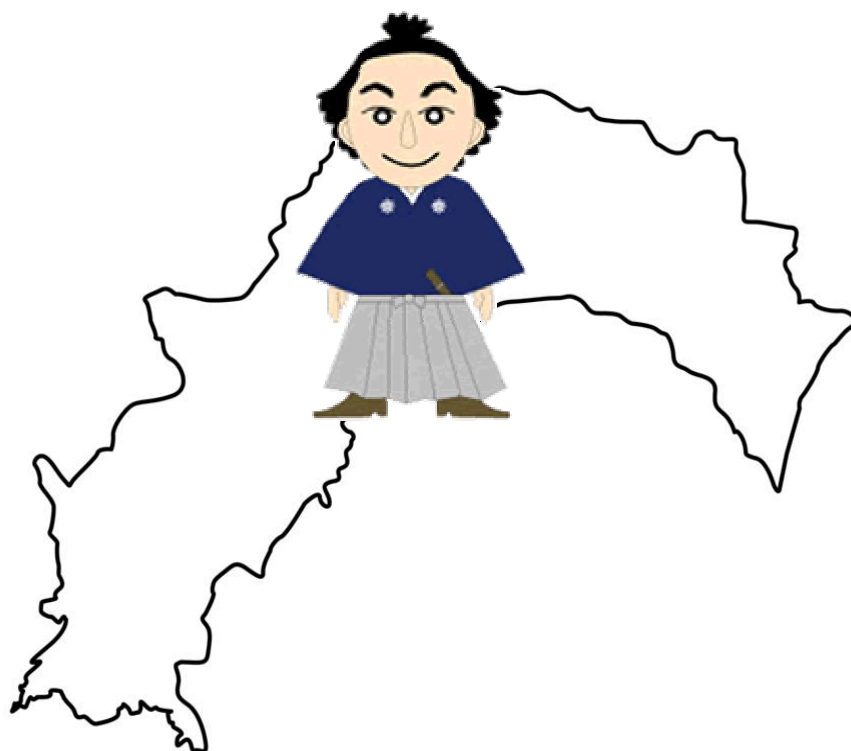


高知県における特別支援学校の再編について

—知的障害・肢体不自由特別支援学校—

(意見のまとめ)



平成21年8月27日(木)

高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会

目 次

はじめに	2
1 特殊教育から特別支援教育へ	
（1）国の動向	4
（2）高知県の動向	5
2 県立特別支援学校の現状と課題	
（1）概況	6
（2）知的障害特別支援学校の現状と課題	6
（3）肢体不自由特別支援学校の現状と課題	7
3 今後の特別支援教育の在り方について	
（1）知的障害特別支援学校及び肢体不自由 特別支援学校再編の基本的な考え方	8
（2）今後の対応	
① 知的障害特別支援学校	9
② 肢体不自由特別支援学校	10
おわりに	11
資 料	12

はじめに

平成18年6月の学校教育法の一部改正により、平成19年4月から「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行う」という理念のもと特別支援教育が新たな制度としてスタートしました。

私たちは、高知県教育委員会から依頼を受け、この新たな制度のもとにスタートした特別支援教育の本県の現状と課題を把握し、今後のより良い対応について検討を行うため「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催しました。検討委員会では、特別支援教育の理念の実現に向けた具体的な施策について検討するため7回の議論を重ねてきました。ここに検討委員会として、その「意見のまとめ」を報告します。

特別支援教育が法的に位置付けられ、特別な支援を要する児童生徒等への理解やその教育の必要性について県民の関心が一段と進み、特に県中央部にある県立山田養護学校及び県立日高養護学校の二つの知的障害特別支援学校においては、県教育委員会の推移予測をはるかに超えるスピードで入学者が急増しました（資料1、2）。このことから、当該学校では教室数が不足し、特別教室の普通教室への転用や応急的にプレハブ教室を建築するなどの対応を余儀なくされています。

また、肢体不自由特別支援学校では、高知若草養護学校本校に在籍する児童生徒の障害の状態が多様化し（資料3）、医療機関等との連携が必要な子どもたちが増加する一方、肢体不自由児施設入所者の義務教育を保障してきた子鹿園分校では児童生徒が急減してきています（資料4、5）。

このように、社会におけるノーマライゼーションの進展や特別支援教育の一層の推進とともに、教育現場においては新たな課題が生じてきています。

今回の検討委員会では、特別支援教育を取り巻く状況の変化等に対応していくため、下記にあげる課題について検討を行いました。

今後の特別支援教育の在り方について

- 知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の再編に関すること

検討の過程では、知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校の現状と課題の分析を行い、今後の対応策について、特別支援教育の理念を踏まえた観点から、幅広い意見が出されました。

検討委員会では、今回の検討の内容が特別支援教育を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズに応じたものであり、さらに本県の特別支援教育の充実発展につながる短期から中長期的展望に立ったものであることを確認し、「高知県における特別支援学校の再編について－知的障害・肢体不自由特別支援学校－」として提言することとしました。

1 特殊教育から特別支援教育へ

(1) 国の動向

平成17年12月8日中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（以下、「中教審答申」という。）において、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」という特別支援教育の理念が示された。

この中教審答申における提言等を踏まえ、文部科学省においては学校教育法を一部改正し

- 従来の盲・聾・養護学校の制度は複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度にすること
- 小学校、中学校及び高等学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うこと
- 特別支援学校においては、小学校、中学校及び高等学校等からの要請に応じて助言・援助に努めること

などが規定された（資料6、7）。

また、平成18年12月の教育基本法の改正では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」との規定が新設され、特別支援教育の実施が教育における憲法ともいえる教育基本法に明確に位置付けられた（資料8）。

これらの法改正等を踏まえ、文部科学省では、平成19年4月1日から新たな制度として「特別支援教育」をスタートするに当たり、「特別支援教育の推進について（19文科初第125号）」の通知を発し、特別支援教育の理念や校長の責務等を示すとともに、各学校における必要な体制の整備として、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成・活用等の取組を求めた（資料9）。

(2) 高知県の動向

高知県では、国の特別支援教育の本格実施に先立ち、本県における特別支援教育の充実と改善を図るため、平成17年度に「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」（以下、「17年度検討委員会」という。）を設置し、現状と課題及び今後の対応等について検討を行った。

この17年度検討委員会からは、

- 1 特別支援学校制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方
- 2 今後の県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方
- 3 特別支援教育のセンター的機能について

の3論点について審議のまとめをいただいた（資料10）。

この17年度検討委員会の提言をもとに、平成18年度以降、知的障害養護学校において増加する自閉症のある児童生徒への教育対応についての研究、高知ろう学校の学科改編、発達障害を含めた小・中学校等への支援など、当面する課題について諸施策を講じて、障害のある児童生徒等の教育の充実と改善を図ってきた。

2 県立特別支援学校の現状と課題

(1) 概況

高知県の県立特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの障害種別ごとに本校7校（視覚障害特別支援学校1校、聴覚障害特別支援学校1校、知的障害特別支援学校3校、肢体不自由特別支援学校1校、病弱特別支援学校1校）分校4校（肢体不自由特別支援学校3校、病弱特別支援学校1校）が設置されている（資料11）。

このうち、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校の本校は県中央部に設置され、知的障害特別支援学校3校は県中央部に2校、県西部に1校設置している。これらの学校にはすべて寄宿舎が設置されている。

(2) 知的障害特別支援学校の現状と課題

県立の知的障害特別支援学校は、香美市に山田養護学校、日高村に日高養護学校、四万十市に中村養護学校があり、それぞれ小学部から高等部普通科を設置し、障害の特性に応じた12年間の一貫教育を行っている。また、各校とも重複した障害を有する児童生徒が在籍しており、重複障害学級を設置し対応している。

それぞれの学校は、知的障害教育の専門機関として、教育相談や保育所、幼稚園、小・中学校等に在籍する幼児児童生徒への支援を積極的に行うなど地域のセンター的な役割も果たしている。

少子化が進む中で、県中央部に設置している山田養護学校、日高養護学校においては、近年、在籍児童生徒数が急増している。その要因は、特定することはできないが、知的障害特別支援学校の専門的な教育を求める本人及び保護者の意識の高まりとともに、特別支援教育に対する社会の理解が深まったことなどもあると思われる。

この2校では、特別教室の普通教室への転用やプレハブ教室の建築などで対応してきたが抜本的な解決にはなっていない。そのため教室数の不足や校舎の狭隘化が進んでおり、教育条件の改善が早急に対応しなければならない

課題となっている。

(3) 肢体不自由特別支援学校の現状と課題

肢体不自由特別支援学校は、高知市（旧春野町）に高知若草養護学校本校があり、その分校として高知市に子鹿園分校、国立高知病院分校、南国市に土佐希望の家分校が設置されている。本校は県内全域から児童生徒を受け入れるとともに、分校3校では隣接する施設利用者や病院入院者への教育の機会均等を保障することを目的としている。

子鹿園分校には小学部、中学部を、本校と他の分校2校には小学部から高等部普通科を設置し、それぞれ小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行っている。それぞれの学校は、県内の各地域において、肢体不自由教育の専門機関として教育相談や保育所、幼稚園、小学校、中学校等に在籍する幼児児童生徒への支援を積極的に行っている。

肢体不自由特別支援学校では、他の障害種別の特別支援学校と比べて、重複障害のある児童生徒数の割合が高くなっている（資料3）。特に、本校では児童生徒の障害の状態が多様化し、理学療法士や言語聴覚士等の専門家の指導助言や、緊急時の医療機関との連携が必要な子どもたちが増加している。このため、児童生徒の健康や安全を守り学習を保障するうえで大きな課題となっており、医療機関との連携を含めた学校の在り方について検討する必要がある。また、高知県立療育福祉センター内の肢体不自由児施設に入所している学齢児童生徒の義務教育を保障してきた子鹿園分校においては、医療制度の改正や手術後は地元で生活したいという本人及び保護者の希望による当施設利用者が減少し、在籍児童生徒数が急減したことから、学校規模としての適切な学習集団の確保が困難になるとともに、学校が有する施設設備を有効に活用することができなくなってきた。

3 今後の特別支援教育の在り方について

- (1) 知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校再編の基本的な考え方
医学の進歩や社会におけるノーマライゼーションの進展、特別支援教育の制度化等により特別支援学校に新たに生じた課題への対応としては、現状と課題を適切に把握したうえで、特別支援教育の理念に基づき、以下のような視点からの検討が必要であると考えられる。

- 現在の学校の配置や機能を基に各地域の学校の役割を見直すこと。
- できるだけ身近な地域の学校で専門教育が受けられるようにすること。
- 幼児児童生徒の障害の多様化が進む中、各学校においては従来の障害種に応じた専門性を生かしながら、一人一人の教育的ニーズに対応していくための教育環境を整備すること。
- 多様化する卒業後の進路に対応していくため、職業教育の充実や関係機関との連携による移行支援の充実などを進めていくこと。
- 医療機関や理学療法士、言語聴覚士などの専門家との連携による教育の充実を一層図ること。
- 学習や社会自立への意欲を向上させるため、各学校の障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による学習集団が確保される必要があること。

(2) 今後の対応

① 知的障害特別支援学校

- 県中央部における知的障害のある児童生徒数の増加に伴う、山田養護学校、日高養護学校の教室数不足や校舎の狭隘化を解消し、学校規模の適正化を図るなど教育条件を改善するためには、新たな学校等の設置が必要である。
- 山田養護学校、日高養護学校に在籍する児童生徒の居住地を考慮した場合、新たな学校の設置は、県中央部及び県東部が望ましい。
- 県中央部への学校設置については、今後の知的障害特別支援教育の一層の充実を見越した長期的展望に立った学校が望ましい。
 - ・ 新たに設置する学校は、新設とともに既存の県有施設の活用など、同一敷地内への併設、併置の方向性についても検討する必要がある。
 - ・ 新たに設置する学校は、福祉就労や企業就労を見据えたキャリア教育や余暇指導に力を入れた青年期教育に重点を置くなど、特色ある教育実践を取り入れる学校が望ましい。
- 県東部への学校設置については、より身近な地域の学校で専門教育を受けたいという本人及び保護者のニーズに応えるとともに、遠距離通学に伴う保護者の負担軽減や地域における交流及び共同学習の推進を図るという観点から、地域の学校の中への分校の設置についても検討する必要がある。

② 肢体不自由特別支援学校

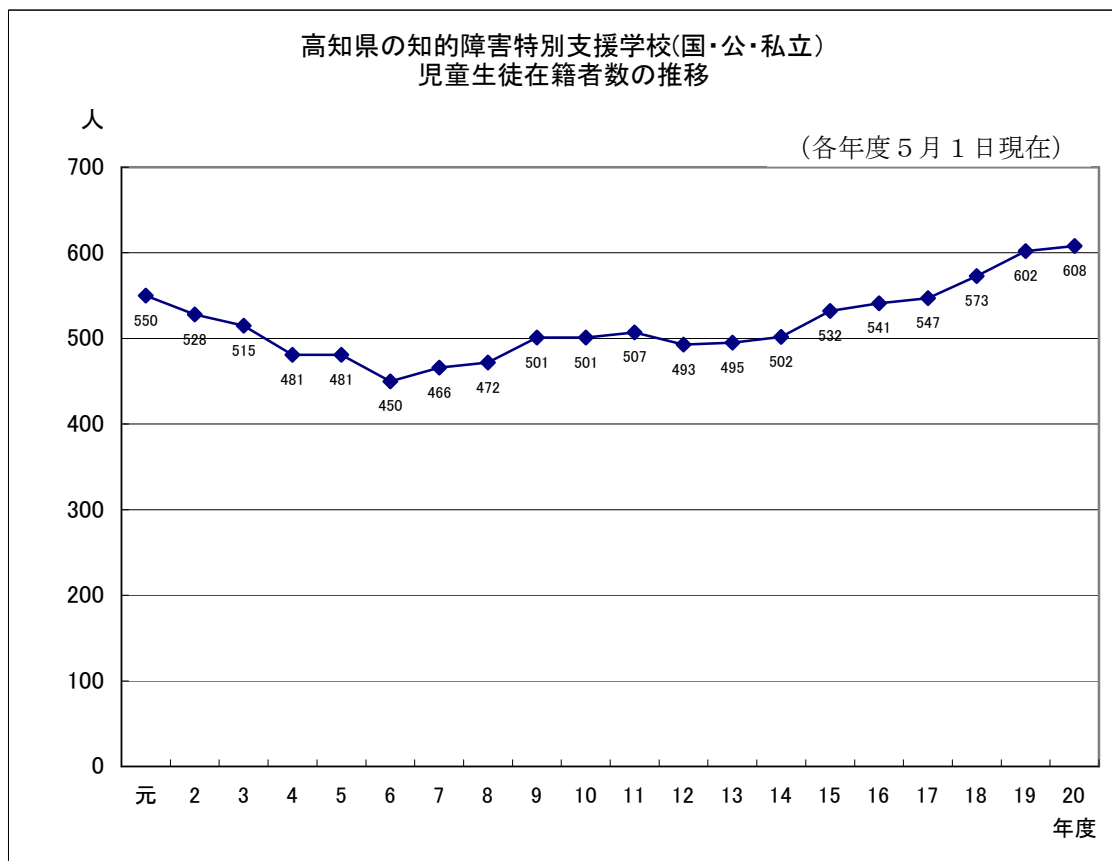
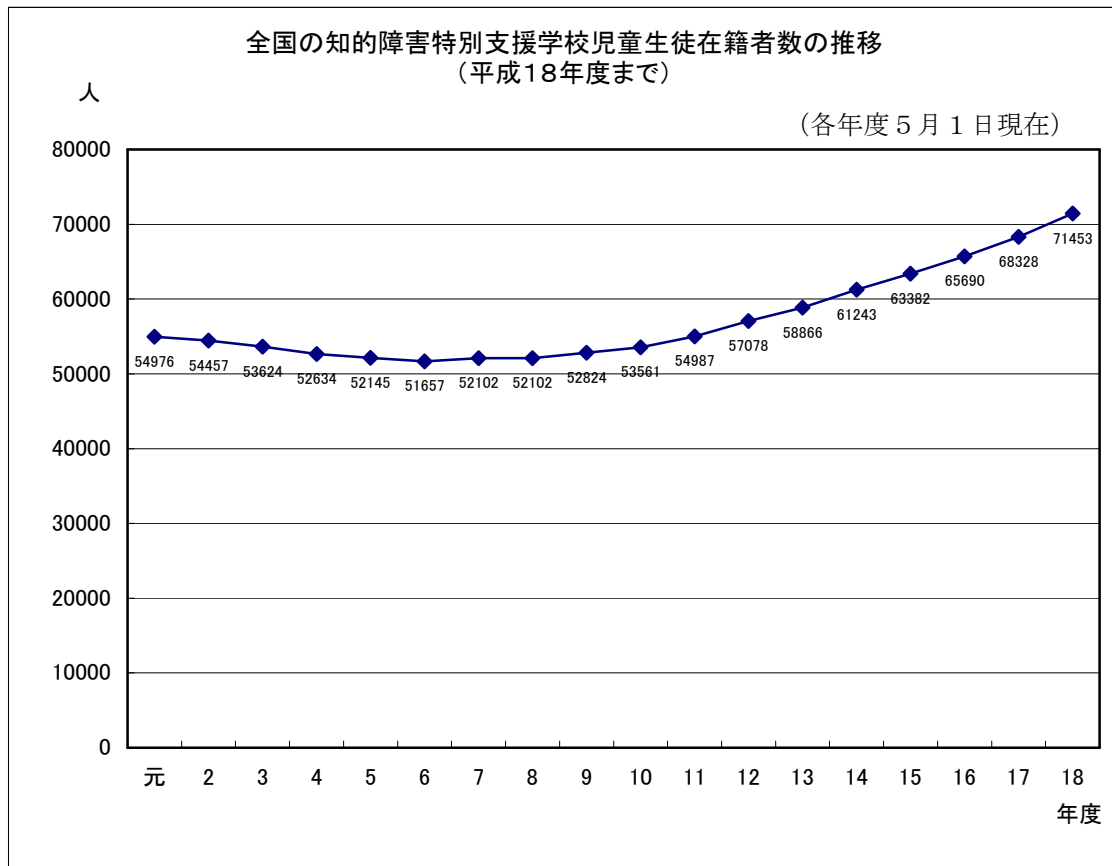
- 肢体不自由教育をより充実するために、医療や療育との連携を考慮して、高知若草養護学校本校と子鹿園分校との統合について検討を行う必要がある。なお、児童生徒の教育的ニーズや本人及び保護者の意向を十分把握するとともに、「療育福祉センターの今後のあり方」を注視しながら、長期的ビジョンに立ち関係部署と緊密な連携のもと慎重に対応していくこと。
- 児童生徒の障害の多様化に対応するため、理学療法士や言語聴覚士などとの連携により教員の専門性を向上させ、指導内容や支援の在り方を一層充実する必要がある。
- 子鹿園分校については、学校機能を有効活用するとともに学習集団を確保し、教育効果を高めるため、地域からの通学生及び本校からの転校希望者を受け入れるなど、特別支援教育制度のもとで学校の役割を見直す必要がある。

おわりに

検討委員会では、特別支援教育の制度化も踏まえ、喫緊の課題となっている知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の再編について真摯に検討を重ね、今回の「意見のまとめ」を作成しました。今後は、この「意見のまとめ」が関係の方々の理解と協力を得ながら、高知県における特別支援学校の望ましい再編に寄与することを強く期待します。

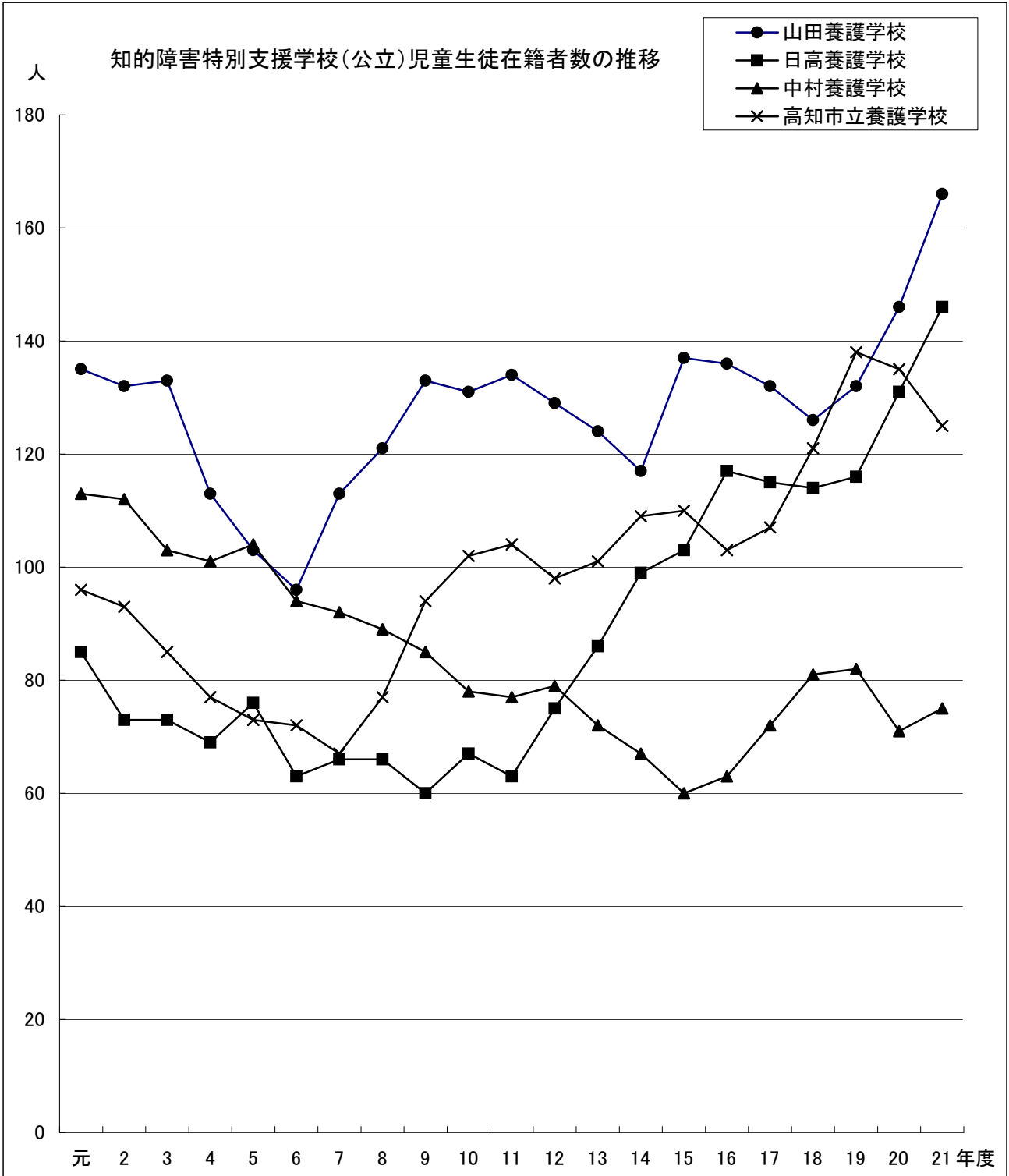
資 料

- 資料 1 知的障害特別支援学校児童生徒在籍者数の推移
- 資料 2 知的障害特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移
- 資料 3 重複障害のある児童生徒の在籍率
- 資料 4 肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移
- 資料 5 肢体不自由特別支援学校別児童生徒在籍者数の推移
- 資料 6 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）の概要
- 資料 7 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ
- 資料 8 特別支援教育に関する法令等
- 資料 9 特別支援教育の推進について（19 文科初第 125 号通知）
- 資料 10 高知県における特別支援教育の在り方について（審議のまとめ）の概要
- 資料 11 高知県立の特別支援学校
- 資料 12 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会審議経過
- 資料 13 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会設置要綱
- 資料 14 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会委員名簿

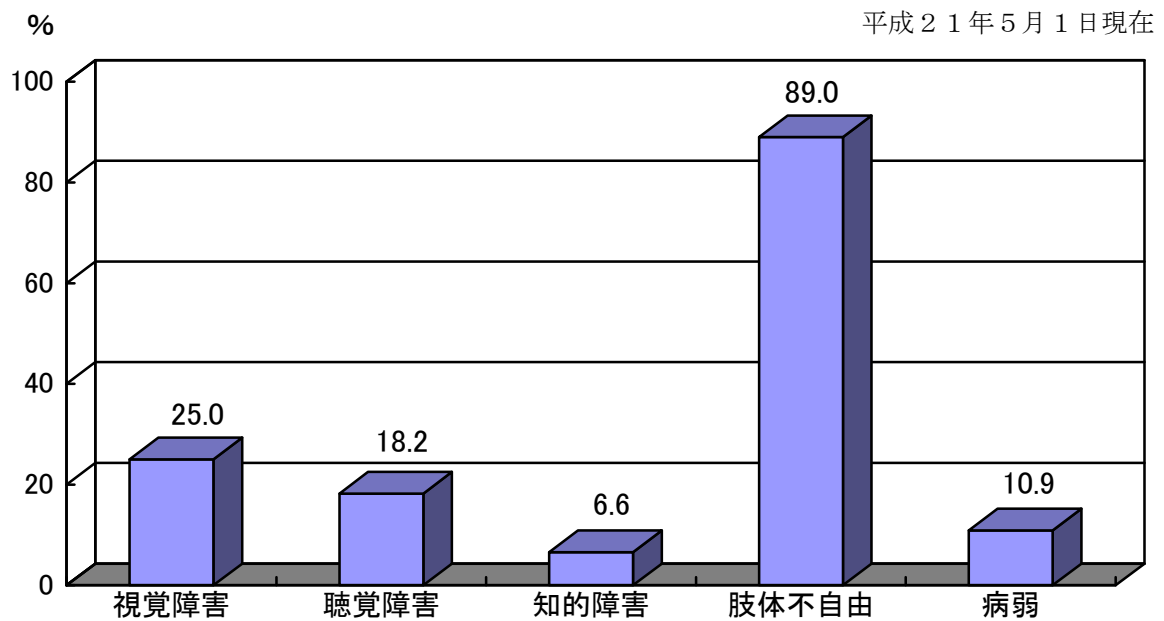


知的障害特別支援学校(国公立)児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
山田養護学校	135	132	133	113	103	96	113	121	133	131	134	129	124	117	137	136	132	126	132	146	166
日高養護学校	85	73	73	69	76	63	66	66	60	67	63	75	86	99	103	117	115	114	116	131	146
中村養護学校	113	112	103	101	104	94	92	89	85	78	77	79	72	67	60	63	72	81	82	71	75
高知市立養護学校	96	93	85	77	73	72	67	77	94	102	104	98	101	109	110	103	107	121	138	135	125
附属特別支援学校	69	68	70	71	69	68	65	60	60	59	61	60	62	61	61	58	60	60	60	61	59
計	498	478	464	431	425	393	403	413	432	437	439	441	445	453	471	477	486	502	528	544	571

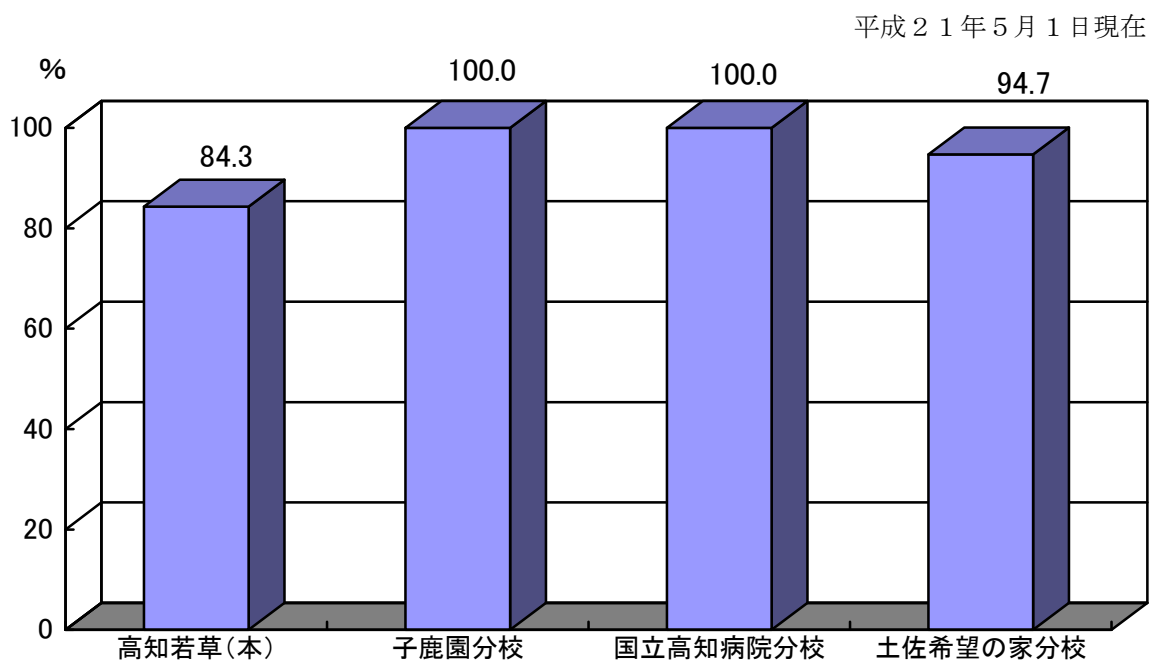


県立特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

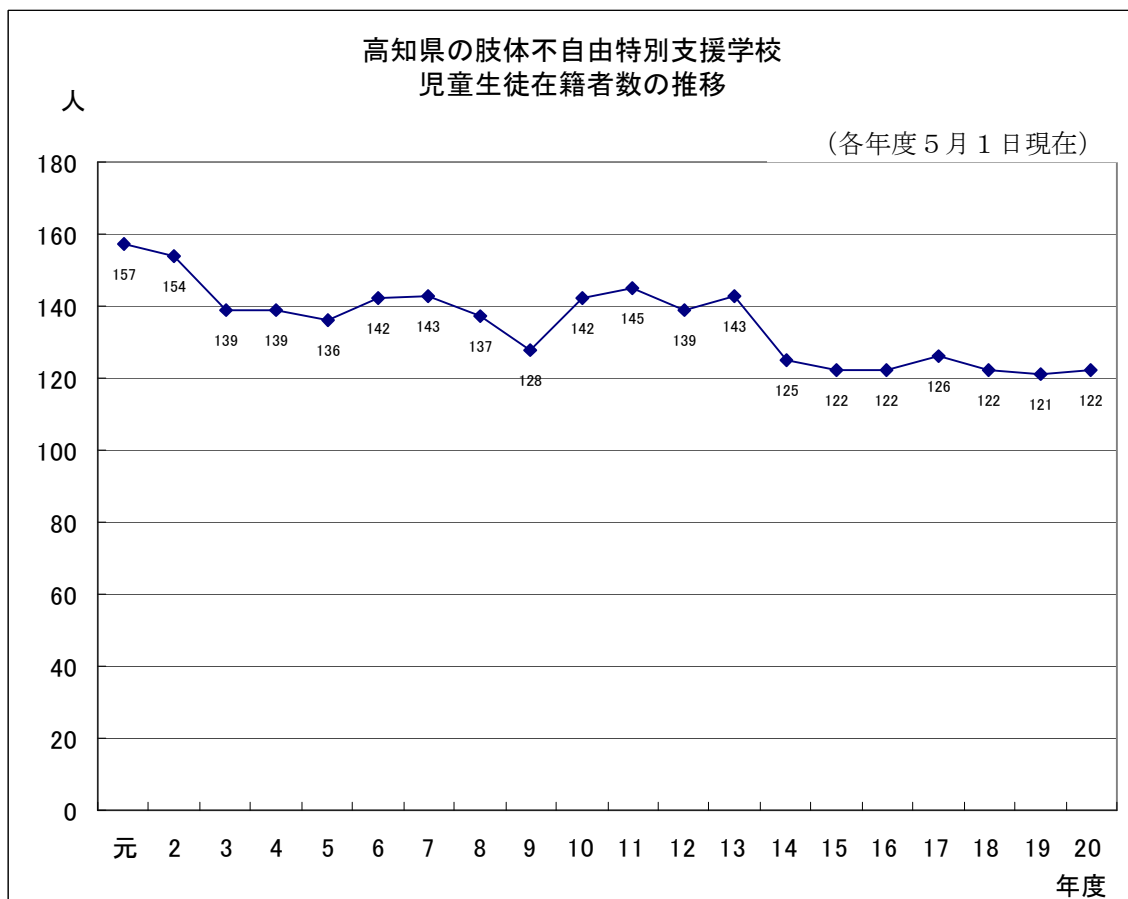
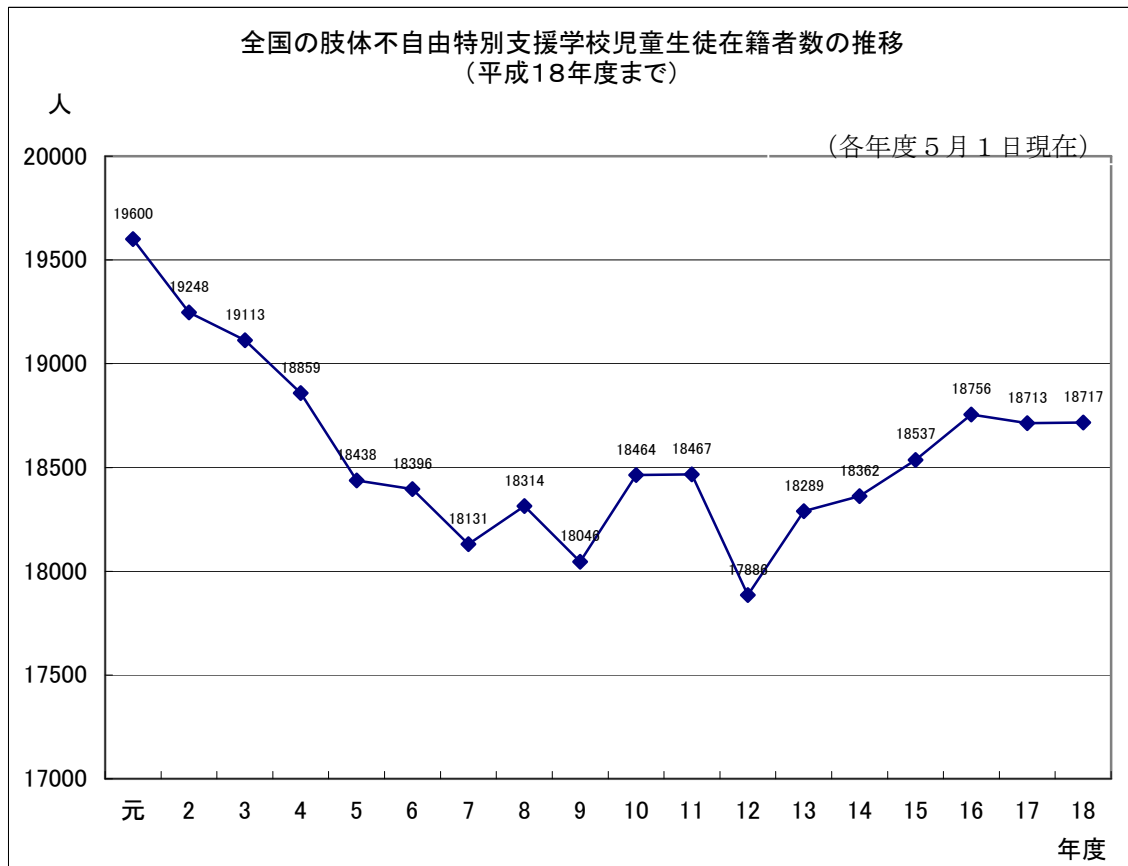


※訪問教育対象者は除く

肢体不自由特別支援学校における重複障害のある児童生徒の在籍率

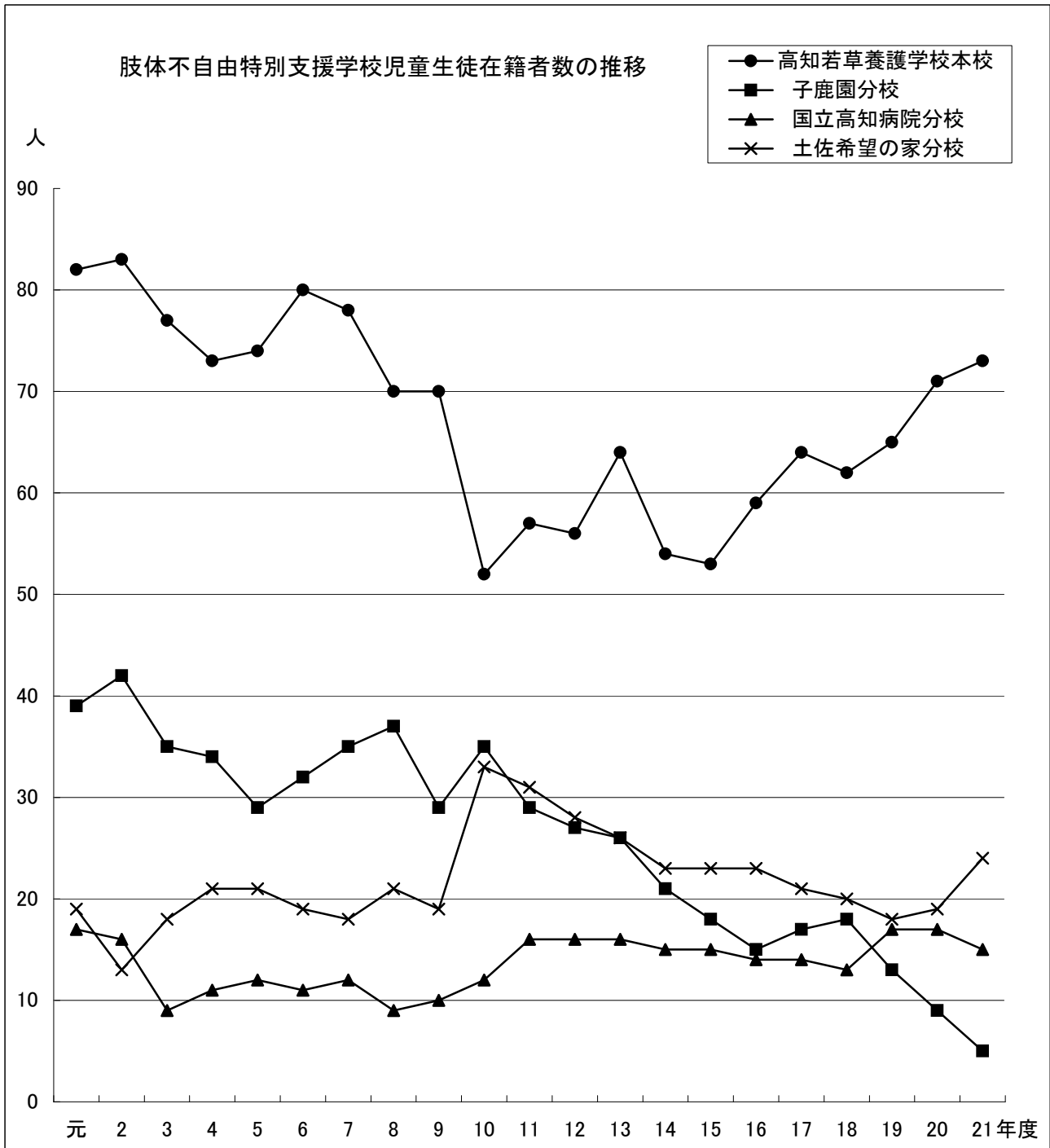


※訪問教育対象者は除く



肢体不自由特別支援学校児童生徒在籍者数の推移(各年度5月1日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
高知若草養護学校 本校	82	83	77	73	74	80	78	70	70	52	57	56	64	54	53	59	64	62	65	71	73
子鹿園分校	39	42	35	34	29	32	35	37	29	35	29	27	26	21	18	15	17	18	13	9	5
国立高知病院 分校	17	16	9	11	12	11	12	9	10	12	16	16	16	15	15	14	14	13	17	17	15
土佐希望の家 分校	19	13	18	21	21	19	18	21	19	33	31	28	26	23	23	23	21	20	18	19	24
計	157	154	139	139	136	142	143	137	128	132	133	127	132	113	109	111	116	113	113	116	117



学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)の概要

趣 旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概 要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・従来の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

盲・聾・養護学校 から 特別支援学校へ

～学校教育法の一部改正(H19.4.1施行)について～

小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」が始まります。

<これまでの盲・聾・養護学校の制度>

盲学校

聾学校

知的障害

養護学校

肢体不自由

病弱



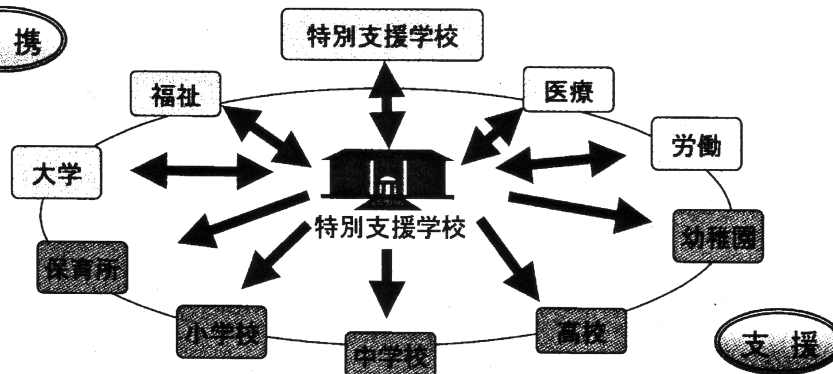
特別支援教育への転換
(学校教育法の一部改正)



特別支援学校

盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度です(これまでのように特定の障害種別に対応した学校も設置できます)。

連携



- 従来の盲・聾・養護学校と同様に、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）を対象とします。
- 児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍しているLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 福祉・医療・労働等の関係機関と連携・協力しながら、就学前から学校卒業後を見据えた一貫した支援の充実を図ります。

特別支援教育に関する法令等

＜教育基本法＞

第4条 第2項

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

＜学校教育法＞

第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

＜学校教育法＞

第73条

特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

＜学校教育法＞

第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

＜学校教育法＞

第81条 第1項

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

19文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネ

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用にあたっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

高知県における特別支援教育の在り方について (審議のまとめ) の概要

「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」では、中教審の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)」を受けて、本県における特別支援教育の充実と改善を図るための今後の県立盲・聾・養護学校の在り方について検討を重ね、今後の対応について提言を取りまとめた。

1 特別支援学校(仮称)制度での今後の県立盲・聾・養護学校の在り方

本県における「特別支援学校(仮称)」の形態、配置について、主に以下の3つの視点から検討を行った。

- ① 障害のある幼児児童生徒が学校卒業後に地域で自立した生活することを目指し、可能な限り身近な地域で教育を受けられる学校の配置であること
- ② 学習や社会自立への意欲を向上させるため、障害の特性に応じて、同一障害の幼児児童生徒による学習集団が確保される必要があること
- ③ 幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮させるための専門的な指導や、それぞれの障害に応じた生涯にわたる支援を行うための各障害種別の専門性を確保するには、学校として一定規模が必要であること

<今後の対応>

- ・ 高知県における「特別支援学校(仮称)」は、障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とする。
- ・ 中山間地を多く抱え、東西に広い県土の実情等を踏まえ、幡多地域については複数の障害に対応する学校を設置する必要がある。
- ・ 新たな学校(分校を含む)の設置については今後の児童生徒数の推移、地域性、専門性、同一障害の幼児児童生徒の学習集団を確保する等の観点を十分考慮したうえで判断する必要がある。

付帯する事項

- ・ 盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校等との交流及び共同学習を行う機会を確保する仕組みが必要である。
- ・ 保護者や関係機関と連携し、就学前から学校卒業後までを通じて一貫した適切な支援を行うための「個別の教育支援計画」の策定とその適切な運用(plan-do-see)のための取組みが必要である。
- ・ 盲・聾・養護学校寄宿舎においては、児童生徒一人一人の社会参加や自立に向けた指導を充実させる必要がある。

2 今後の県立盲・聾・養護学校の設置及び学部、学科の在り方

現在の県立盲・聾・養護学校の現状と課題の分析を行うとともに、今後の「特別支援学校(仮称)」制度における県立盲・聾・養護学校に求められる役割に適切に対応できる学校の在り方について検討を行った。

<今後の対応>

- ・ 盲学校については、乳幼児期から成人期に至る視覚障害児・者に対応した専門的教育を充実し、社会参加と自立に向けた取組みをさらに進める必要がある。
- ・ 高知ろう学校については、早期からの聴覚障害児に対応した専門的教育を充実するとともに、卒業後の幅広い進路への対応や社会参加と職業自立を目指すため、高等部、専攻科の学科を改編する必要がある。
- ・ 知的障害養護学校については、障害に対応した専門的教育を充実させるとともに、山田養護学校、日高養護学校の在籍者数増加への対応策として、全県的な養護学校の再配置等を勘案し、高知市及びその周辺に知的障害養護学校を設置することも検討する必要がある。
- ・ 高知若草養護学校については、肢体不自由児に対応した専門的教育を充実させるとともに、比較的近距离にある高知若草養護学校本校、子鹿園分校、国立高知病院分校については、医療機関との連携の在り方を含め、それぞれの学校の役割を整理する必要がある。
- ・ 病弱養護学校については、医療機関との連携の下、病気の種類や状態に応じた専門的教育を充実させ、社会参加と自立に向けた取組みをさらに進める必要がある。
- ・ 現在設置している養護学校分校については、設置目的を達成した際はその使命を終えたものとして統廃合を検討する必要がある。

付帯する事項

- ・ 聴覚障害については、早期発見・診断後の、早期からのサポート体制を整備していくため、高知ろう学校と他の関係機関との連携協力体制を一層充実させる必要がある。
- ・ 知的障害養護学校における自閉症のある児童生徒の教育について、障害の特性に応じた適切な教育課程の編成や指導の在り方について研究をさらに進める必要がある。
- ・ 心身症の児童生徒への対応については、病弱養護学校と心の教育センターとの役割分担や連携を検討する必要がある。
- ・ 乳幼児から成人に至るまでの、特別な支援に関する必要な情報が得られ、相談ができる一元化された機関を、他の部局と連携しながら整備することが必要である。

3 特別支援教育のセンター的機能について

盲・聾・養護学校に求められている地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るための方策や、幼児児童生徒の障害の重症・重複化、多様化に対応し、一人一人の障害の状態に応じた適切な教育活動を展開するための教員の専門性を確保する方策について検討を行った。

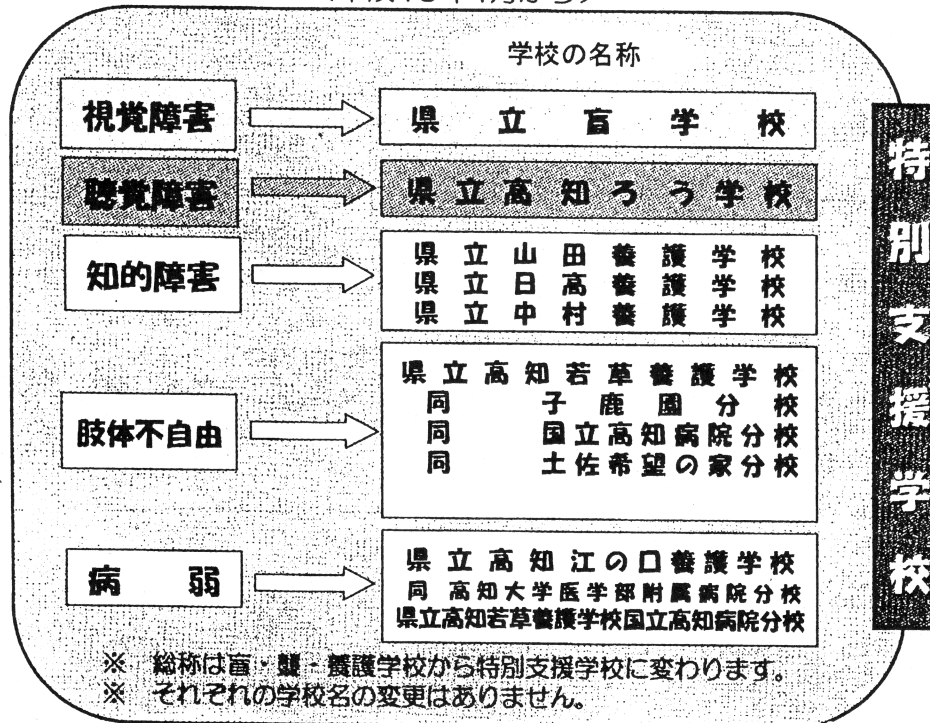
<今後の対応>

- ・ 盲・聾・養護学校は、センター的機能を有効に発揮するため特別支援教育コーディネーターの位置付け等、校内体制を整備する必要がある。
- ・ 小・中学校等を支援する盲・聾・養護学校の担当者に対する専門的研修の実施が必要である。
- ・ 盲・聾・養護学校教員の特殊教育教諭免許状取得に向けて実効性のある方策が必要である。

高知県立の特別支援学校

特定の障害種別に対応した学校を基本としつつ、それぞれの特性に応じた専門的な教育と、地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を進めます

<平成19年4月から>



特別支援学校

※ 県立高知若草養護学校国立高知病院分校は、病弱者の一部に対応していますが、位置付けは肢体不自由特別支援学校です。

今後の高知県における特別支援学校の在り方について

平成17年度に開催された「高知県における特別支援教育の在り方に関する検討委員会」の審議のまとめでは、高知県の特別支援学校の在り方に関し、以下のように提言しています。

- 障害のある幼児児童生徒を専門的な立場から生涯にわたって支援するため、特定の障害に対応した学校の設置を基本とする。
- 中山間地を多く抱え、東西に広い県土実情等を踏まえ、幡多地域については、複数の障害に対応する学校を設置する必要がある。
- 新たな学校(分校を含む)の設置については今後の児童生徒数の推移、地域性、専門性、同一障害の幼児児童生徒の学習集団を確保する等の観点から十分考慮したうえで判断する必要がある。
(H17.12高知県における特別支援教育の在り方について審議のまとめから抜粋)



今後はこれらの提言を踏まえ、お子さんや保護者のニーズ、地域の実情などに応じた特別支援学校の在り方を具体的に検討していくことにしています。

問合せ先：高知県教育委員会事務局特別支援教育課
TEL 088(821)4741 FAX 088(821)4547
または、県立特別支援学校までおたずねください。



審 議 経 過

日 時	開催場所	審議事項
第1回 平成21年2月19日 18:00～20:00	高知共済会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 検討内容の説明 ・ 資料説明(高知県の知的障害特別支援学校の現状と課題) ・ 意見交換
第2回 平成21年3月16日 18:00～20:00	高知共済会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回検討委員会での質問事項についての説明 ・ 資料説明(高知県の肢体不自由特別支援学校の現状と課題) ・ 意見交換
第3回 平成21年5月18日 18:30～20:30	正庁ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回検討委員会の補足説明 ・ 資料説明(特別支援学校再編についての事務局からたたき台の提出) ・ 意見交換
第4回 平成21年7月3日 18:30～20:30	正庁ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回検討委員会の補足説明 ・ 意見交換
第5回 平成21年7月24日 18:30～20:30	高知県教育センター 分館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の再編についての協議
第6回 平成21年8月12日 16:00～18:00	高知県教育委員会 事務局 特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会の意見のまとめについて(会長・副会長)
第7回 平成21年8月27日 18:30～20:30	高知県教育センター 分館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会の意見のまとめ

高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する、「高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の再編に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、15名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱されたときから本検討委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下、「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会議の進行は、会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の手続その他運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が召集する。

高知県における特別支援学校の再編に関する検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属・職 名
	泉本 夏子	医療法人精華園海辺の杜ホスピタル医師
	吉川 清志	高知医療センター医師
	川崎 育郎	高知女子大学名誉教授
会長	是永 かな子	高知大学教育研究部准教授
副会長	岡田 哲夫	元県立山田養護学校長
	澤本 靖博	保護者（盲学校）
	小田 雅人	保護者（高知ろう学校）
	岩井 文香	保護者（山田養護学校）
	小島 美紀	保護者（日高養護学校）
	柴岡 正二	保護者（高知若草養護学校）〔第2回まで〕
	小松 成江	保護者（高知若草養護学校）〔第3回から〕
	津田 香須美	保護者（高知江の口養護学校）
	入交 宏和	知的障害特別支援学校長 〔第2回まで〕 高知県特別支援学校長会 〔第3回から〕
	田城 正久	知的障害特別支援学校長 〔第3回から〕
	長戸 英明	高知県特別支援学校長会 〔第2回まで〕
	岡 則明	特別支援学級設置学校長協会会長
	中山 昭和	特別支援学校教頭会会長